

5.商人間の売買の履行、独禁法

5-1.商品の引渡しと受領

(1)商品引渡し義務の履行



種類・品質・数量の契約不適合
→追完請求（民 562）・代金減額請求（民 563）・損害賠償請求・解除（民 564）

(2)買主の検査・通知義務

(a)意義

事例 5-a 買主の検査・通知義務

建設請負業を営む A は、建設資材業者 B から、セメント 500kg を購入した。B から受け取ったセメントを A が検査したのはその 4 か月後であり、検査の結果、セメントは契約された品質よりも劣ることが分かった。B はセメントの品質が劣ることを知らなかつた。

民 566：種類・品質の契約不適合 (\Leftrightarrow 数量) → 不適合を知ったときから 1 年以内に通知

\Leftrightarrow 商 526：遅滞なく検査（検査義務。同 I）

種類・品質・数量の契約不適合を発見→ただちに通知（通知義務。同 II 前）

売主が悪意の場合（同 III）

規定の趣旨：売主に善後策の機会、買主が売主の危険で投機することの防止

* 売買の目的物と全く異なるものが引き渡された場合

* 商 526 II の通知後の救済（最判平 4・10・20 民集 46-7-1129）

(b) ただちに発見することができない契約不適合（商 526 II 後）

種類・品質に関するただちに発見できない契約不適合（ \leftrightarrow 数量）を 6 か月以内に発見

→ 商 526 II 前と同様（通知義務）

規定の趣旨（商取引の迅速性）

→ 6 か月以内に発見できなければ（最判昭和 47・1・25 判時 662-85）

(3) 引渡しの遅延

① 履行強制（民 414）、② 解除（民 541）、③ 損害賠償請求（民 415）

（①または②に重ねて③を行うことも可能。民 414 II ・ 545 IV）

・ 市場で（他の取引先から）容易に調達できる物 → まず解除

・ 市場で容易に調達できない物（特殊な部品の製造のための金型 etc.）→ 違約金、再交渉

5-2.代金の支払い

(1)支払時期

売主の先履行（4-1(1)）、締め日ごとに集計して翌月以降の支払日に支払い

代金債権の現金化

債権の譲渡を容易にし、また、債権の譲受人を手厚く保護する仕組み

- ・約束手形＝債権を証券（約束手形）と結合し、権利の譲渡・行使を約束手形の交付を通じて行うことでこれを実現
- ・電子記録債権（でんさい）＝債権を電子的に記録し、権利の譲渡・行使を電子記録の変更を通じて行うことでこれを実現

(2)不安の抗弁権

契約締結後の買主の信用状態悪化→不安の抗弁権？

東京地判平2・12・20判時1389-79（ベビー用品の継続的売買）

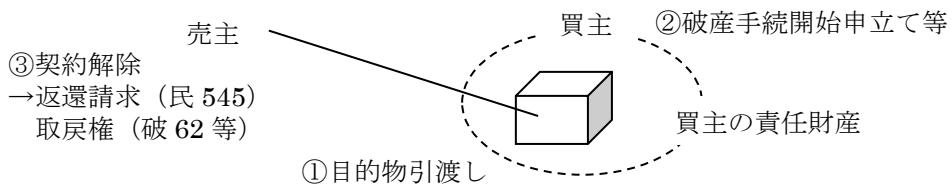
買主が取引量を急激に増加、売主からの担保提供申し入れを買主は拒否、買主から支払延期要請→売主が商品納入を停止

信用悪化による契約解除を契約で定めることも

(3)解除特約

倒産＝債務者の決定的な経済的破綻（弁済期にある債務を一般的に弁済できず）

解除特約=買主の破産手続開始申立て等を解除原因に



無効説（特定の債権者が債務者財産を奪取） ⇔ 有効説（動産売主の保護）

事例 5-b 解除特約

X は、A に対してトラッククレーンを販売し、代金 600 万円は分割弁済とした。この売買契約では、A について破産や会社更生等の申立ての原因になる事実が発生したときは、X は催告をせずに契約を解除できる旨が定められていた。A は、代金のうち 400 万円を支払った後、会社更生の申立てをした。X は契約解除の意思表示をし、その後、A の更生管財人 Y に対して、取戻権（会更 64）の行使としてトラッククレーンの引渡しを請求した。

最判昭 57・3・30 民集 36-3-484

「買主たる株式会社に更生手続開始の申立の原因となるべき事実が生じたことを売買契約解除の事由とする旨の特約は、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的……を害するものであるから、その効力を肯認しないものといわなければならない。」

判決の射程

- ・会社更生手続以外の手続なら？

倒産手続の種類

再建型倒産手続（会社更生・民事再生）=債務の整理をしながら債務者を再建することを目的とする（会社更生は債務者が株式会社である場合のみ利用可能）
 清算型倒産手続（破産等）=債務者の財産の清算を目的とする（債務者の事業は終了）

- ・事案=買主が代金の半分以上を払っていた

最判平 20・12・16 民集 62-10-2561（民事再生手続開始申立てを解除原因とする特約）

5-3.企業取引と独禁法

(1)独禁法による規制

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法、独禁法）

——公正かつ自由な競争の促進（独禁 1）

私的独占（独禁 3）	事業者が他の事業者の事業活動を排除したまま支配することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することを禁止
不当な取引制限（独禁 3）	事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格等を共同で取り決める行為（カルテル）・公共工事や公共調達に関する入札に際し、事前に、受注事業者や受注金額などを決める行為（入札談合）を禁止
企業結合（独禁 10・15）	株式保有や合併等の企業結合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合に、公正取引委員会がその排除や問題解消措置を命じる
不公正な取引方法（独禁 19）	公正な競争を阻害する（自由競争を減殺する、競争手段が不公正である、または、自由競争の基盤を侵害する）ような取引方法を禁止
事業者団体（独禁 8）	事業者団体による競争の実質的な制限・事業者に不公正な取引方法をさせる行為等を禁止

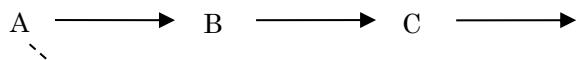
(2)不公正な取引方法の規制（独禁 19）

不公正な取引方法

- ・独禁法で直接定義されるもの（独禁 2IX①～⑤）
- ・公正取引委員会が指定するもの（同⑥）
=特殊指定（事業分野を限った指定）+一般指定（事業分野を限らない指定）

例：抱き合わせ販売（1-3(4)(b)）=一般指定 10 項

(3)再販売価格の維持（拘束）（独禁 2IX④）



B に商品を売るときに

- イ) B はそれを○○円で売れと拘束
- ロ) 以降の販売価格を○○円とするよう拘束させる

再販売価格の維持がなぜいけない？

「拘束すること」「拘束させること」——実効性確保

適用除外＝著作物（書籍、雑誌、CD 等）（独禁 23IV）→その例外：生協（同 V(3)）等

事例 5-c 指定価格制

家電メーカー P は、小売業者に対して家電製品を販売する際に「指定価格」を設定し、小売業者には家電製品を指定価格で販売させている（小売業者は他のメーカーの製品と違い P の製品について値引きができる）。他方で、小売業者は P から仕入れた家電製品をいつでも自己の判断で返品でき、また、在庫管理のリスク（商品の滅失・毀損等）も P が負担するものとされる。このような指定価格制は、独禁法に違反しないのだろうか。

売れ残りリスク・在庫リスク = P が負担 → 実質的には委託販売

* 委託販売（取次ぎ）



B の名で商品を販売 but その計算（経済的損益）は A に帰属

書籍の販売と再販売価格の維持

書籍の販売は再販売価格の維持のルールの適用除外（独禁 23IV）

but 書籍は返品条件付きで書店に販売されている

（書店は売り残った書籍を出版社に返品できる）

→これは実質的には委託販売といえ、もともと再販売価格の維持のルールは適用されないので？

= 売り残りリスクの一部は書店が負担するため委託販売とはいえないと考えられている（川濱昇ほか『ベーシック経済法〔第 5 版〕』（有斐閣、2020 年）Column29）